

【移動経路の評価のまとめ】

移動経路を評価は以下の手順でまとめます。

1. ルートごとに高齢者、車いす使用者、視覚障害者の評価を記入

- ・問1、問2のチェックを踏まえ各ルートごとに高齢者、車いす使用者、視覚障害者の評価を以下の要領で記入して下さい。
- ・車いす使用者、視覚障害者以外の対象者の評価は、高齢者で代表することとします。

高齢者及び
他の移動制約者

- A : 問1の両方が1、2、3、5の場合
- B : 「A」、「C」に該当する組み合わせ以外の場合
- C : 問1の両方が4又は6で、問2が2の場合

車いす使用者

- A : 問1の両方が1又は2の場合
- B : 「A」、「C」に該当する組み合わせ以外の場合
- C : 問1の両方が5又は6の場合

視覚障害者

- A : 問3の両方が1の場合
- B : 「A」、「C」に該当する組み合わせ以外の場合
- C : 問3の両方が3の場合

2. 各ルートの総合評価を記入

- ・上記の各ルートごとの評価を踏まえ、駅全体の移動のしやすさの総合評価を、上記3つの対象者区分ごとに以下の要領で記入します。
- ・総合評価の結果は、各対象者がどのような移動ができるかを判断する指標となります。

総合評価

- ・高齢者
- ・車いす使用者
- ・視覚障害者

- A : 縦列のすべてがA
- AB : 縦列がAとB
- B : 縦列のすべてがB
- BC : 縦列が「AとC」または「BとC」
- C : 縦列のすべてがC

総合評価
の意味

- A+ : 単独で円滑に移動できるルートがある
- A : 単独で移動できるルートがある
- AB : 一部駅員の介助や制限があるが概ね単独で移動できる
- B : 基本的に駅員の多少の介助が必要である
- BC : 一部に駅員の大幅な介助が必要である
- C : 全般的に駅員の大幅な介助が必要である

案内情報のわかりやすさ評価マニュアル

【案内情報の評価手順】

案内情報を評価するにあたっては、以下の手順を進めます。

出入口から目的の改札、各ホームへサインを頼りに移動します

- ・案内情報のわかりやすさの基本的な評価項目であるサインについて、出入口から目的の改札、各ホームへサインを頼りに移動しサインをチェックします。
- ・調査にあたっては各出入口から旅客の移動が最も一般的な動線を対象とし、最も評価の高いルートの結果を全体の結果とします。

視覚障害者の案内設備をチェックします

- ・手すり、触知型や音声による案内板、券売機などについて視覚障害者の案内設備を個別に調査する。
- ・各ルートについて調査し、最も評価の高いルートの結果を全体の結果とします。
- ・音声・音響案内設備については、改札からホームに至る経路の諸設備の位置情報についてチェックする。なお、音声・音響案内設備については総合評価のポイントには加えずプラス要素として捉えます。

駅係員に問い合わせます

- ・案内情報のわかりやすさに関する下記項目については、駅係員へのヒアリングをもとに調査を行います。

駅係員にヒアリングする項目

緊急情報についての案内放送の実施の有無

緊急情報についての文字による情報提供

介助体制

手話や筆談への対応

- ・手話や筆談への対応については、総合評価のポイントには加えずプラス要素として捉えます。

【案内情報の評価のポイント：問4】

出入口からホームの経路を示す誘導サインが連続して設置されているか

- ・各出入口から目的とする改札やホームへサインを頼りに移動し、サインの設置が充分であるかどうかについて評価を行います。
- ・主要なサインについての質的な評価を以下の視点に基づいて行います。

主要なサインの文字の高さは8cm以上か

- ・経路を誘導する主要なサインで日本語で記載されている文字の大きさが概ね8cm以上である場合に該当します。
- ・調査の際、スケールで実測することは困難であるためサンプルをもとに目分量で調査します。

主要なサインは2.4以上の高さには設置されているか

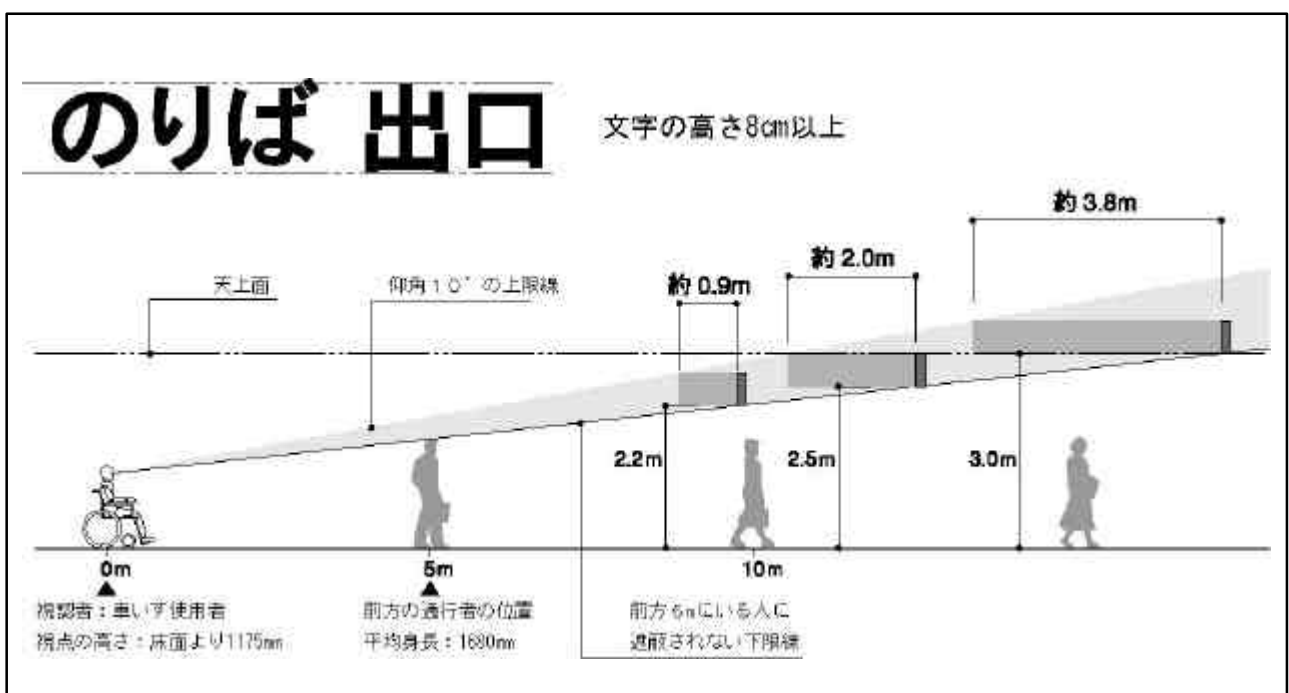
- ・経路を誘導する主要なサインが床からの高さで概ね2.4m以上に設置されてる場合に該当します。
- ・調査の際、スケールで実測することは困難であるため天井の高さなどから類推します。
- ・地下鉄などの天井高さは通常2.2mから2.5m程度です。

主要なサインには英語が併記されているか

- ・経路を誘導する主要なサインで日本語で記載されている内容が英語でも記載されている場合に該当します。

主要なサインに図記号が併記されているか

- ・経路を誘導する主要なサインに、その内容を示す図記号が記載されている場合に該当します。
- ・図記号は「標準案内用図記号マニュアル」に記載されているものが該当します。



【案内情報の評価のポイント：問5】

主要な手すりに行き先が点字で表示されているか

- ・階段などの手すりにおいて線状ブロックで誘導した側の手すりの上部に点字で行き先が表示されている場合に該当します。
本調査では、点字のある無しを調査するものですが、視覚障害者が同行できる場合は点字内容の適切さも調査し、不適切な場合は特記事項に記して下さい。

触知型や音声による構内の案内板が設置されているか

- ・出入口や改札付近などにおいて、点字や浮き出し記号、音声などにより構内の施設の位置や経路を解説した案内装置がある場合に該当します。

上記案内は誘導用ブロックや音声・音響で誘導されているか

- ・上記案内板が誘導ブロックや音声案内、チャイムなどの音響案内で誘導されている場合に該当します。

券売機に点字運賃表が設置されているか

- ・券売機に点字による運賃を解説したものが設置されている場合に該当します。

出入口からホームまでの諸施設や設備を位置を示す音声・音響案内が設置されているか。

- ・出入口から目的の改札を経て目的のホームに至る経路の諸施設や諸設備について、いずれかの位置を音声や音響で示す装置が設置されている場合に該当します。

該当する音声・音響案内の設置場所

- ・出入口
- ・券売機
- ・触知型または音声による構内の案内板
- ・改札口
- ・ホームへの昇降設備（階段、エレベーター、エスカレーター）
- ・トイレ

手すりの点字



- 点字で行き先を表示する
- ◇点字にはその内容を文字で併記することが
なお望ましい

音声付触知案内の例



音声ガイドシステムの例



改札口の音響案内例



【案内情報の評価のポイント：問6】

列車の運行状況を可变的に表示する設備が設けられているか

- ・ホーム上や改札付近において、列車の番線、種別、発車時刻などが可变的に表示される設備が設置されている場合に該当します。

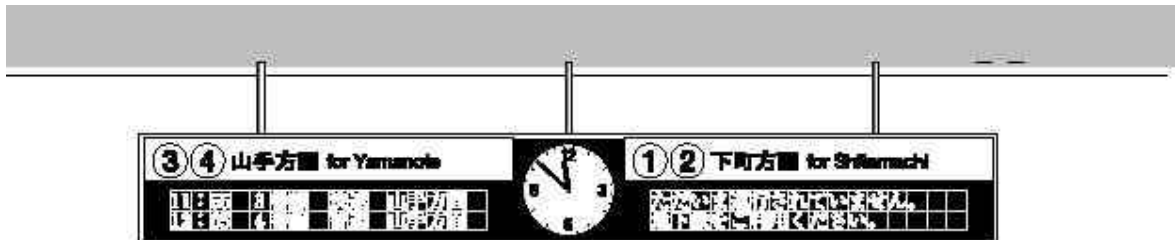
【案内情報の評価のポイント：問7】

緊急時の情報が案内放送など音声で提供されているか

- ・ホーム上や構内において、列車の遅れ、番線や時刻の変更、他社線の遅れの影響などの緊急情報が放送など音声で提供されている場合に該当します。
- ・調査当日に実際の放送を聞くことは困難であるため、駅係員へのヒアリングを行い調査します。

緊急時の情報が文字により提供されているか

- ・ホーム上や構内において、列車の遅れ、番線や時刻の変更、他社線の遅れの影響などの緊急情報が上記可変式の状況を提供する装置や告知板などで提供されている場合に該当します。
- ・調査当日に実際の緊急案内を見ることは困難であるため、駅係員へのヒアリングを行い調査します。



【案内情報の評価のポイント：問8】

必要に応じて介助できる体制が整っているか

- ・車いす使用者や視覚障害者など移動に制約を有する利用者が申し出た際に、駅係員などによる介助を受けることができる場合に該当します。
- ・駅係員へのヒアリングを通じて調査を行います。

手話や筆談への対応が可能か

- ・聴覚障害者とのコミュニケーションを図るため、手話のできる駅係員が居る、または筆談に応じる準備ができている場合に該当します。
- ・駅係員へのヒアリングを通じて調査を行います。

【案内情報の評価のまとめ】

案内情報の評価は以下の手順でまとめます。

各対象者の総合評価を記入

- ・各対象者に該当する項目の評価結果を見比べ、以下の視点に基づいて対象者ごとに総合評価を行います。
- ・総合評価の結果は、各対象者にとってどのような案内情報環境が整っているかを判断する指標となります。
- ・なお、「音声・音響案内」、「手話・筆談への対応」については、導入事例も少ないため総合評価には加えず、プラス事項とします。

総合評価

- ・高齢者
- ・車いす使用者

A : 該当項目のすべてがA
 AB : 該当項目がA+、A、B
 B : 該当項目のすべてがB
 BC : 該当項目がB、C
 C : 該当項目のすべてがC

総合評価

- ・視覚障害者

A+ : 音声・音響案内がある場合A+
 A : 該当項目のすべてがA
 AB : 該当項目がA+、A、B
 B : 該当項目のすべてがB
 BC : 該当項目がB、C
 C : 該当項目のすべてがC

総合評価

- ・聴覚障害者

A+ : 手話に対応できる場合A+
 A : 該当項目のすべてがA
 AB : 該当項目がA+、A、B
 B : 該当項目のすべてがB
 BC : 該当項目がB、C
 C : 該当項目のすべてがC

総合評価

- ・外国人
- ・知的障害者

該当調査項目の評価

総合評価
の意味

A+ : 先進的な取り組みがある
 A : 必要な案内情報がわかりやすく提供されている
 AB : 必要な案内情報は提供されている
 B : 必要な案内情報が提供されているが方法や内容に課題がある
 BC : 必要な案内情報が一部不足している
 C : 必要な案内情報が大きく不足している

施設設備の使いやすさ評価マニュアル

【施設設備の評価手順】

施設設備を評価するにあたっては、以下の手順を進めます。

駅構内図や図面による券売機、トイレ、休憩など設備の位置確認

- ・施設設備の評価ポイントは、券売機、トイレ、ベンチなど休憩の設備、電話など通信環境であり、まず駅の構内図や図面によっておおよその位置を確認します。

券売機をチェック

- ・次にすべての改札に付帯する券売機を調査します。
- ・評価の結果は、最も評価の高い券売機を代表して記入します。

トイレをチェック

- ・トイレについては、改札内、改札外であるが駅構内のものを対象とし、駅ビル内のトイレや駅前広場の公衆トイレは対象としません。
- ・調査にあたっては、すべてのトイレについてチェックを行い、最も評価の高いものを代表して記入します。
- ・トイレの評価は男女と車いす対応便房を1つのセットとして考え、それぞれが別個に設置されている場合は、比較的近くにあるものを1つのセットとして考えます。

休憩などの設備のチェック

- ・出入口からホームに至る経路上に設置された、待合所、休憩所、ベンチなどを対象とし、急病の際の救護所などは対象としません。

通信環境のチェック

- ・聴覚障害者の外部とのコミュニケーションに配慮した調査項目で、音量調節付き電話、公衆FAX、携帯電話などの受信環境のいずれかが満たされているかどうかを調査します。

【施設設備の評価のポイント：問9】

蹴込みのある券売機が設置されているか

- ・車いす使用者が近づけて操作できるよう券売機下に蹴込みがある場合に該当します。
該当する蹴込みの目安
- ・券売機下の高さ：65cm
- ・蹴込みの奥行き：40cm以上が適切ですが事例がないため20cm程度でも該当することとします。

金銭投入口の高さが110cm

- ・車いす使用者が購入できる位置に金銭投入口がある場合に該当します。
該当する金銭投入口の目安
- ・床面からの高さ：110cm程度

券売機の主要なボタンに点字が貼付されているか

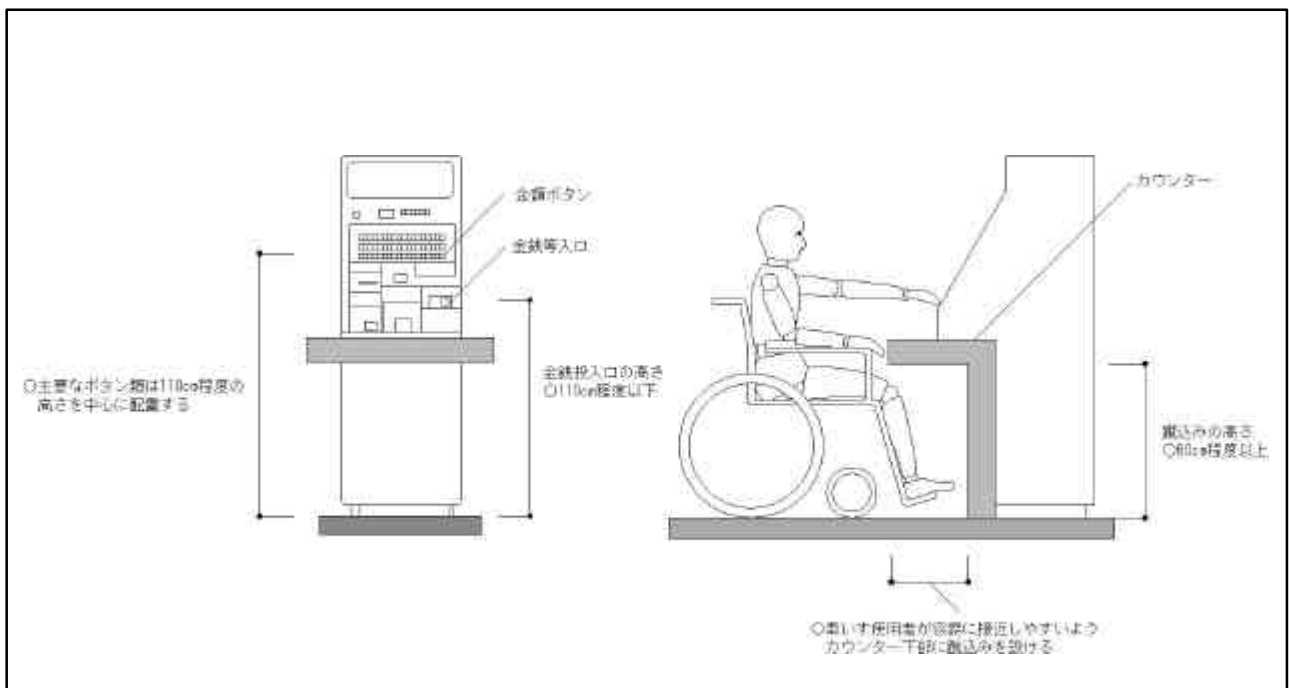
- ・券売機の金額を示すボタンなど主要なボタン又はボタン付近に点字が貼付されている場合に該当します。

上記券売機は誘導用ブロックや音声・音響で誘導されているか

- ・点字が貼付された券売機の位置を示すため、線状ブロックで誘導されている、または音声・音響案内で位置を示している場合に該当します。

テンキーが設置され操作を音声で解説しているか

- ・視覚障害者の利用を想定した券売機に、テンキーによって乗車券等を購入できる装置が設置されているとともにその操作方法が音声で解説されている場合に該当します。



【施設設備の評価のポイント：問10】

トイレが男女とも設置されている

- ・改札内や駅構内にトイレが男女とも設置されている場合に該当します。
- ・男女がわかれている場合でも双方が設置されていれば該当します。

手すりの設置された大便器及び小便器がある

- ・男子用トイレは大便器と小便器、女子用トイレは大便器に手すりが設置されているものが1箇所以上ある場合に該当します。

洋式の大便器がある

- ・男女とも洋式の大便器が1箇所以上する場合に該当します。

ベビーベッドやベビーチェアが設置されている

- ・ベビーベッドやベビーチェアが男子トイレ、女子トイレ、車いす対応便房のいずれかに設置されている場合に該当します。

オストメイト対応の器具が設置されている

- ・オストメイトに対応した「パウチ・しびん」が男子トイレ、女子トイレ、車いす対応便房のいずれかに設置されている場合に該当します。

車いす対応トイレが設置されている

- ・車いす使用者が利用できる便房が設置されている場合に該当します。

広さが150cmの円が入るものである

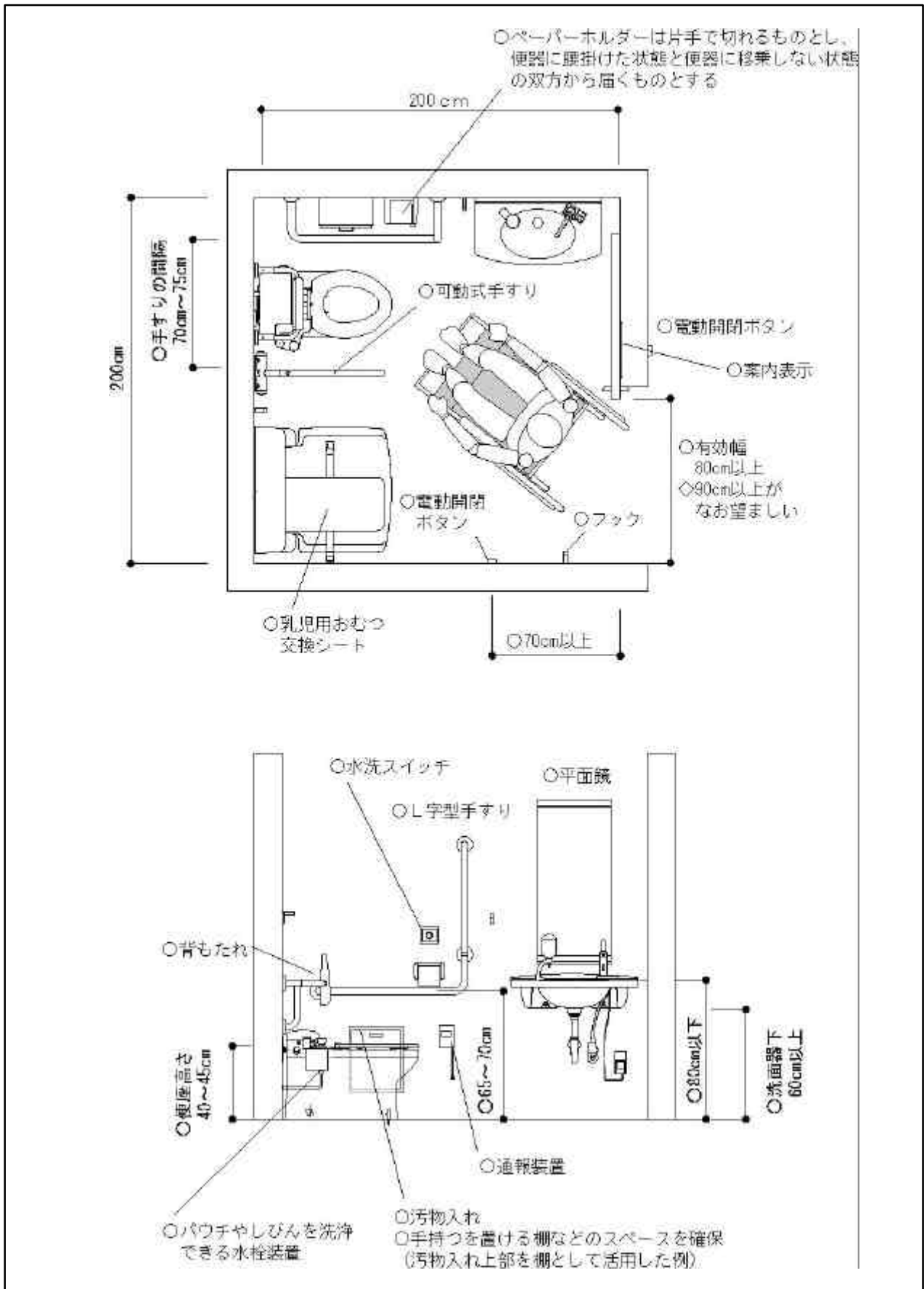
- ・内部の広さが直径150cmの円以上の大きさの場合に該当します。
- ・調査にあたっては中央に立ち両手を広げてどこにも触れずに回転できる場合を目安とします。

扉は自動式又は手動式引き戸である

- ・車いす対応便房の扉は自動又は手動式引き戸である場合に該当し、開き戸の場合は該当しません。
- ・手動式引き戸の場合、調査の際に円滑に開閉するかどうかを確認します。

内部に緊急通報装置が設けられている

- ・車いす対応便房内部に、便座に腰掛けた状態や床に転倒した状態で操作できる緊急通報装置が設けられている場合に該当します。



オストメイト対応トイレの例1：



オストメイト対応トイレの例2：



【施設設備の評価のポイント：問11】

コンコースやホームに休憩のための場所やベンチが設置されている

- ・ 出入口からホームに至る経路上に設置された、待合所、休憩所、ベンチなどが設置されている場合に該当します。

音量調節付電話機、公衆FAX、携帯電話の受信環境が整っている

- ・ 聴覚障害者の外部とのコミュニケーションへの配慮として、音量調節付き電話、公衆FAX、携帯電話などの受信環境のいずれかが満たされている場合に該当します。

【施設設備の評価のまとめ】

施設設備の評価は以下の手順でまとめます。

各対象者の総合評価を記入

- ・各対象者に該当する項目の評価結果を見比べ、以下の視点に基づいて対象者ごとに総合評価を行います。
- ・総合評価の結果は、各対象者にとってどのような施設設備が整っているかを判断する指標となります。
- ・なお、「オストメイト対応トイレ」については、導入事例も少ないため総合評価には加えず、プラス事項とします。

総合評価

- ・高齢者
- ・車いす使用者

A : 該当項目のすべてがA
 AB : 該当項目がA+、A、B
 B : 該当項目のすべてがB
 BC : 該当項目にCが含まれる
 C : 該当項目のすべてがC

総合評価

- ・視覚障害者

該当調査項目の評価

総合評価

- ・聴覚障害者

該当調査項目の評価

総合評価

- ・内部障害者

A+ : 「オストメイト対応」トイレが設置されている。
 「オストメイト対応トイレ」が設置されていない場合は、高齢者と同様の評価とします。

総合評価
の意味

A+ : 先進的な取り組みがある
 A : 必要な施設設備が整っており円滑に利用できる
 AB : 必要な施設設備が整っている
 B : 必要な施設設備が整っているが使いやすさに課題がある
 BC : 必要な施設設備が一部不足している
 C : 必要な施設設備が大きく不足している